

山辺町地域公共交通会議設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域におけるバス等の旅客輸送に関し必要となる事項を協議するために設置する山辺町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の組織及び協議事項を定めることを目的とする。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関する事項
- (2) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 地域公共交通維持改善確保事業に関する事項
- (4) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(構成員)

第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 山辺町長又はその指名する者
 - (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者が指名する者
 - (3) 一般貸切(乗用)旅客自動車運送事業者が指名する者
 - (4) 山形県バス協会が指名する者
 - (5) 山形県ハイヤー協会が指名する者
 - (6) 町民又は利用者の代表
 - (7) 山形運輸支局長又はその指名する者
 - (8) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体が指名する者
 - (9) その他、必要に応じて、交通会議が必要と認める者
- 2 構成員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の構成員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 3 交通会議には、第1項に規定する委員のほか、学識経験者その他交通会議の運営上必要と認められる者の出席を求めることができる。
- 4 委員は、やむを得ない理由により交通会議を欠席する場合は、あらかじめ会長に代理の者を届出ることにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

(臨時委員及び専門委員)

第4条 交通会議に特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

- 2 交通会議に、専門の事項を調査させる必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。
- 3 臨時委員及び専門委員は、町長が任命する。
- 4 臨時委員及び専門委員は、当該事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(役員)

第5条 交通会議に次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名
 - (3) 監事 2名
- 2 会長は、第3条第1項第1号に規定する者をもって充てる。
- 3 副会長及び監事は、会長が指名する。
- 4 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 監事は、出納監査を行い、監査の結果を会議に報告する。

(会議)

第6条 交通会議は、必要に応じ会長が招集する。

- 2 交通会議は、構成員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 交通会議の議長は、会長が行う。
- 4 交通会議の議決の方法は、出席構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決

するところによる。

5 交通会議は、原則として公開とする。

(協議結果の取扱い)

第7条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(会計)

第8条 交通会議の予算編成、現金の出納及びその他財務に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第9条 交通会議の庶務は、山辺町総務課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

2 この告示施行後、最初の交通会議の招集は、山辺町長が行う。

3 この告示施行後、最初の構成員の任期は、第3条第2項本文の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

附 則 (平成23年6月20日告示第55号)

この告示は、平成23年6月20日から施行する。